

### 13. 介護職員の質の向上について

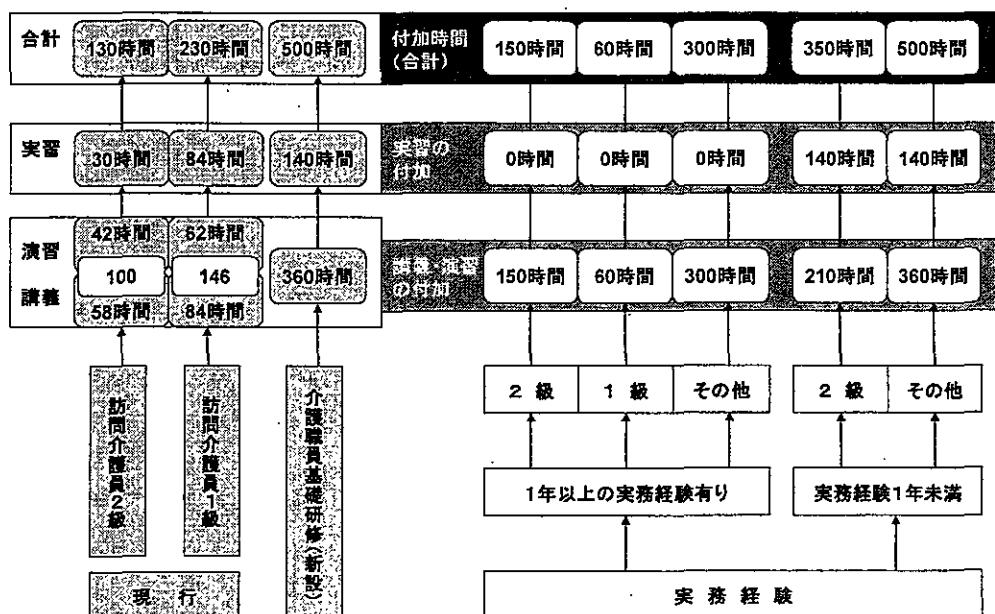
- 今後、ますます少子・高齢化が進展するとともに、認知症高齢者や独居高齢者についても増加が見込まれる中で、高齢者が尊厳を持ち、住み慣れた地域において安心して生活することができるよう安定的なシステムを構築することが重要である。とりわけ、介護サービスの質の向上を図る上で、介護サービスに携わる職員の専門性の向上を図ることは喫緊の課題であり、平成18年4月より、介護職員として介護サービスに従事する職員の共通の研修として、「介護職員基礎研修」を創設したところである。
- 介護職員基礎研修については、従来の訪問介護員養成研修と同様に、各都道府県が指定した養成研修事業者において実施することとしているが、本年2月1日現在における各都道府県の準備状況を見ると、養成研修事業者を指定するための要綱等が未作成である県が26県（55.3%）であり、半数超の自治体において養成研修事業者を特定するための準備体制が整っていない状況にある。（「介護職員基礎研修の実施状況について」参照）
- 一方、現在、社会・援護局において、介護福祉士の養成のあり方等について見直しを検討しているが、先般とりまとめられた社会保障審議会福祉部会の報告において、実務経験ルートについては、現行の3年以上の介護等の業務に関する実務経験に加え、600時間程度の課程を経た場合に国家試験の受験資格を付与する仕組みとすべきとともに、介護職員基礎研修修了者については、あらかじめ理論的・体系的に必要な知識及び技能を修得した上で、介護等の業務に関する実務経験を2年以上経た場合に、国家試験の受験資格を付与する仕組みとするべきであるとして、介護職員基礎研修修了者について、新たな資格取得ルートの創設について提案している。（「介護福祉士制度及び社会福祉士制度の在り方に関する意見」（平成18年12月12日社会保障審議会

福祉部会) のポイント」参照)

- 厚生労働省としては、今後、全国の介護職員基礎研修の実施状況や、こうした介護福祉士の資格見直しの時期等を勘案した上で、現在の訪問介護員養成研修課程を介護職員基礎研修に一元化する予定であり、円滑な制度移行に向けて種々検討を進めているところである。各都道府県におかれでは、既に介護職員基礎研修の円滑な実施に向けてご尽力をいただいているところであるが、養成研修事業者を指定するための要綱等を未作成の都道府県におかれでは早急に作成していただき、養成研修事業者を指定できる体制を整えていただきたい。また、質の高い介護に携わる人材の確保を図る観点から、都道府県内において今後介護サービスに従事しようとする者や現に従事している者、介護サービス事業者及び養成研修事業の実施を計画している者等に広く周知いただくとともに、特に、すでに訪問介護員養成研修を修了した者等に対しては、研修課程の一部免除などの受講負担軽減措置が図られていることについても周知いただき（下記参照）、介護職員基礎研修の普及定着に向け積極的な取組をお願いしたい。

(参考)

#### 訪問介護員養成研修修了者等が介護職員基礎研修を受講する際の時間数の考え方



## 介護職員基礎研修の実施状況について

		指定要領等 作成済み	今年度末までに 作成予定	指定済み 事業者数
1	北海道	○		
2	青森県	○		
3	岩手県		○	
4	宮城県		○	
5	秋田県		○	
6	山形県	○		
7	福島県	○		
8	茨城県	○		
9	栃木県	○		
10	群馬県		○	
11	埼玉県		○	
12	千葉県		○	
13	東京都	○		
14	神奈川県	○		5
15	新潟県		○	
16	富山県		○	
17	石川県		○	
18	福井県		○	
19	山梨県		○	
20	長野県	○		
21	岐阜県		○	
22	静岡県	○		
23	愛知県	○		
24	三重県		○	
25	滋賀県		○	
26	京都府	○		
27	大阪府	○		
28	兵庫県	○		
29	奈良県		○	
30	和歌山県		○	
31	鳥取県	○		
32	島根県		○	
33	岡山県		○	
34	広島県		○	
35	山口県		○	
36	徳島県		○	
37	香川県		○	
38	愛媛県	○		
39	高知県		○	
40	福岡県		○	
41	佐賀県	○		
42	長崎県		○	
43	熊本県		○	
44	大分県	○		4
45	宮崎県	○		
46	鹿児島県	○		
47	沖縄県	○		1
	計	21	26	10

※ 平成19年2月1日現在。厚生労働省老健局振興課調べ。

「介護福祉士制度及び社会福祉士制度の在り方に関する意見」  
(平成18年12月12日社会保障審議会福祉部会) のポイント

<介護福祉士関係>

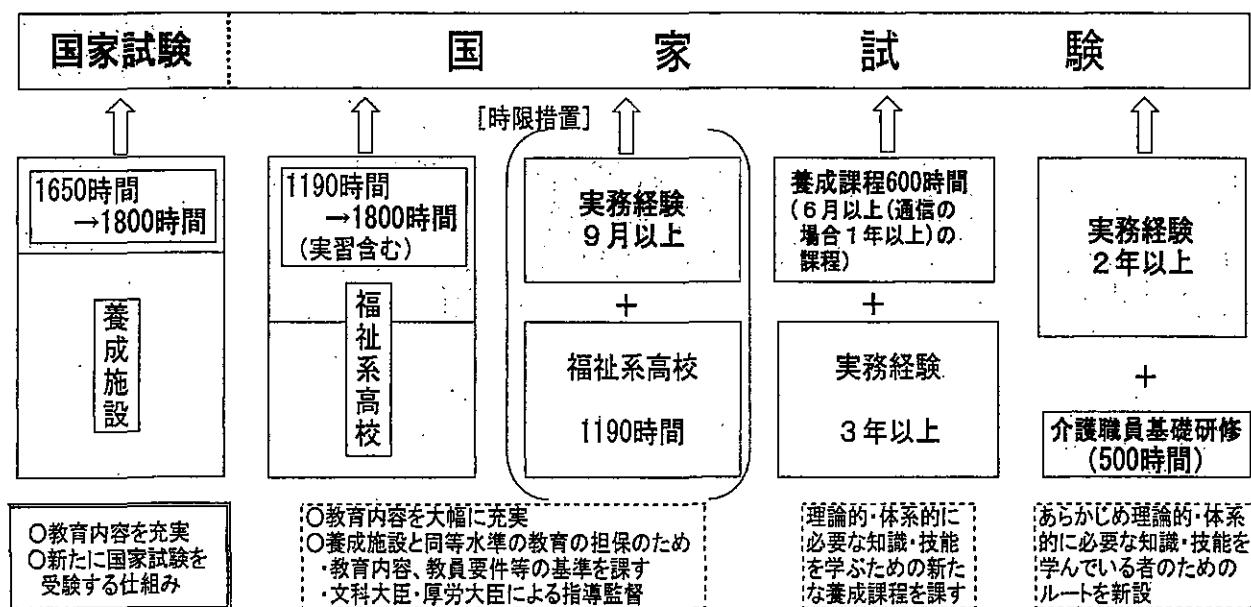
意見書の位置付け

- 介護福祉士制度及び社会福祉士制度の在り方について、1988年(昭和63年)の制度施行から18年間の介護や社会福祉を取り巻く状況の変化を踏まえ、特に養成の在り方を中心に、法律改正も視野に入れつつ、取りまとめを行ったもの。

○ 介護福祉士制度の在り方

高齢者・障害者に対する新しいケアモデルに対応できるような専門資格としての介護福祉士の養成の在り方の側面と、少子高齢化が急速に進展する中での介護の担い手の人材確保の側面とを如何に調和させていくか。

同等水準の教育内容が担保されることを前提として、多様な人材が介護福祉士として介護現場に入ってくる途を開いておくことが望ましい。資格取得のためにには、すべての者は一定の教育プロセスを経た後に国家試験を受験するという形で、一元化を図るべき。



その他の事項

- 求められる介護福祉士像を踏まえ、法律上の介護福祉士の役割、責務等の見直しについて検討するべき。
- 専門家による作業チームにおいて、引き続き、教育カリキュラムの見直しのほか、実習の在り方や国家試験の在り方について検討していくべき。
- より専門的対応ができる人材の育成のため、資格取得後に専門介護福祉士（仮称）の認定を行う仕組みについて、早急に検討を行っていくべき。